

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金　ー　群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
- ・賞与引当金　　ー　支給対象期間による要支給額

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

・本部拠点区分

・群馬県整肢療護園拠点

医療型障害児入所施設

医療型障害児入所施設・療養介護

相談支援センターアドネット

受託事業

短期入所

・群馬県整肢療護園発達支援センター拠点区分

児童発達支援センター

児童発達支援・放課後等デイ

生活介護

・愛育乳児園拠点区分

・大地拠点区分

施設入所支援

生活介護

短期入所

・通所生活介護事業所ライフサポートのどか拠点区分

・共同生活援助グループホームつばさ拠点区分

・ひかりの里拠点区分

特別養護老人ホーム

短期入所

老人デイサービス

・群馬県整肢療護園院内託児所拠点

・介護福祉士奨学給付拠点

・訪問看護ステーション拠点

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	385,393,507	0	0	385,393,507
建物	2,255,449,634	18,517,400	146,023,687	2,127,943,347
合計	2,640,843,141	18,517,400	146,023,687	2,513,336,854

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

計算書類に対する注記（本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるものー決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金ー 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
- ・賞与引当金ー 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (⑩))
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (⑪))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（群馬整肢療護園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 　・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 　・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 　・建物並び器具及び備品一定額法
 　・リース資産
 　　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 　　自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 　・退職給付引当金－ 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
 　・賞与引当金－ 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 群馬整肢療護園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 (2) 拠点区分資金取支明細書(別紙3(⑩))
 (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 　・群馬整肢療護園拠点
 　　医療型障害児入所施設
 　　医療型障害児入所施設・療養介護
 　　相談支援センターアドネット
 　　受託事業
 　　短期入所

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	68,557,770	0	0	68,557,770
建物	1,237,620,911	2,094,400	74,611,249	1,165,104,062
合計	1,306,178,681	2,094,400	74,611,249	1,233,661,832

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

建 物 高崎市足門町字唐沢146-1他 193, 481, 406円

建 物 高崎市足門町字唐沢146-1他 785, 470, 452円

計 978, 951, 858円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

(独) 福祉医療機構 10, 000, 000円

(独) 福祉医療機構 258, 408, 000円

計 268, 408, 000円

計算書類に対する注記（群馬整肢療護園 発達支援センター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品—定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金— 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
- ・賞与引当金 — 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 群馬整肢療護園発達支援センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (10))

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (11))

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

・群馬整肢療護園発達支援センター拠点区分

児童発達支援センター

児童発達支援・放課後等デイ

生活介護

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車両運搬具	16,808,398	16,808,394	4
器具及び備品	788,857	415,745	373,112
小計	17,597,255	17,224,139	373,116
合計	17,597,255	17,224,139	373,116

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	7,267,469	0	7,267,469
合計	7,267,469	0	7,267,469

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにす

計算書類に対する注記（乳児院 愛育乳児園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－ 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
- ・賞与引当金 － 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 愛育乳児園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ・愛育乳児園拠点区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	27,944,998	0	0	27,944,998
建物	181,345,131	0	14,397,044	166,948,087
合計	209,290,129	0	14,397,044	194,893,085

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	240,505,325	73,557,238	166,948,087
小計	240,505,325	73,557,238	166,948,087
その他の固定資産			
構築物	18,427,501	7,071,770	11,355,731
車両運搬具	3,432,526	3,432,524	2
器具及び備品	11,559,977	10,979,567	580,410
小計	33,420,004	21,483,861	11,936,143
合計	273,925,329	95,041,099	178,884,230

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	18,266,125	0	18,266,125
未収補助金	1,297,000	0	1,297,000
合計	19,563,125	0	19,563,125

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

計算書類に対する注記（障害者支援施設 大地拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額

- ・賞与引当金一 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 大地拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

・大地拠点区分

施設入所支援

生活介護

短期入所

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	72,251,933	0	0	72,251,933
建物	177,565,482	16,423,000	10,300,557	183,687,925
合計	249,817,415	16,423,000	10,300,557	255,939,858

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	526,050,606	342,362,681	183,687,925
小計	526,050,606	342,362,681	183,687,925
その他の固定資産			
建物	4,743,185	3,032,420	1,710,765
構築物	37,404,102	29,711,837	7,692,265
車両運搬具	8,165,879	5,430,019	2,735,860
器具及び備品	47,434,237	39,943,851	7,490,386
小計	97,747,403	78,118,127	19,629,276
合計	623,798,009	420,480,808	203,317,201

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	43,571,935	0	43,571,935

計算書類に対する注記（通所生活介護事業所ライフサポートのどか拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額

- ・賞与引当金一 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) ライフサポートのどか拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ・通所生活介護事業所ライフサポートのどか拠点区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	20,984,600	0	0	20,984,600
建物	75,902,087	0	4,229,108	71,672,979
合計	96,886,687	0	4,229,108	92,657,579

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	109,999,559	38,326,580	71,672,979
小計	109,999,559	38,326,580	71,672,979
その他の固定資産			
構築物	6,723,020	4,782,463	1,940,557
車両運搬具	6,556,038	5,587,123	968,915
器具及び備品	5,106,592	5,106,575	17
小計	18,385,650	15,476,161	2,909,489
合計	128,385,209	53,802,741	74,582,468

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	9,493,344	0	9,493,344
合計	9,493,344	0	9,493,344

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

計算書類に対する注記（共同生活援助グループホームつばさ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)

・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 一 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額

- ・賞与引当金 一 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) ライフサポートのどか拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ・共同生活援助グループホームつばさ拠点区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	20,076,406	0	0	20,076,406
建物	109,795,950	0	6,805,680	102,990,270
合計	129,872,356	0	6,805,680	123,066,676

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	123,407,310	20,417,040	102,990,270
小計	123,407,310	20,417,040	102,990,270
その他の固定資産			
構築物	14,277,017	4,133,331	10,143,686
器具及び備品	3,666,471	1,624,976	2,041,495
小計	17,943,488	5,758,307	12,185,181
合計	141,350,798	26,175,347	115,175,451

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,778,369	0	3,778,369
合計	3,778,369	0	3,778,369

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

計算書類に対する注記（ひかりの里拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品—定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金— 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額

- ・賞与引当金 — 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) ひかりの里拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

- ・ひかりの里拠点区分

特別養護老人ホーム

短期入所

老人デイサービス

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	175,577,800	0	0	175,577,800
建物	456,392,913	0	33,806,702	422,586,211
合計	631,970,713	0	33,806,702	598,164,011

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

建 物 渋川市渋川字宿裏2216-1他 422,586,211円

計 422,586,211円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

(独) 福祉医療機構 118,500,000円

(株) 東和銀行 63,602,000円

計 182,102,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	953,522,102	530,935,891	422,586,211

計算書類に対する注記（群馬整肢療護園 院内託児所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金　群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額

- ・賞与引当金　支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

- ・群馬県整肢療護園院内託児所拠点

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	16,827,160	0	1,873,347	14,953,813
合計	16,827,160	0	1,873,347	14,953,813

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	34,619,777	19,665,964	14,953,813
小計	34,619,777	19,665,964	14,953,813
その他の固定資産			
構築物	4,560,098	4,118,638	441,460
器具及び備品	3,025,996	3,025,983	13
小計	7,586,094	7,144,621	441,473
合計	42,205,871	26,810,585	15,395,286

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	61,200	0	61,200
合計	61,200	0	61,200

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（訪問看護ステーション拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－ 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
- ・賞与引当金 － 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

- ・訪問看護ステーション拠点

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車両運搬具	2,150,460	1,030,426	1,120,034
器具及び備品	280,060	3,897	276,163
小計	2,430,520	1,034,323	1,396,197
合計	2,430,520	1,034,323	1,396,197

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,923,350	0	1,923,350
未収補助金	186,000	0	186,000
合計	2,109,350	0	2,109,350

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし